

第5章 消費・安全局

第1節 食の安全の確保

1 食品安全に係るリスク管理の推進

(1) 食品安全に係るリスク管理の枠組

平成15年7月、リスク分析の考え方を導入するなど食品の安全性の確保に関する基本理念等を定めた食品安全基本法が施行され、科学的知見に基づき、中立的なリスク評価を行う組織として内閣府に食品安全委員会が設置された。農林水産省においても、リスク管理等食品の安全に係る政策を強化するため、消費・安全局が設置された。

食品安全に係るリスク管理は①リスク管理の初期作業（食品安全における問題点の特定、危害要因の優先度の分類、リスク評価の依頼等）、②リスク管理措置の検討・実施（リスク評価の結果をもとに、リスク低減のための措置について技術的な実行可能性、費用対効果等を検討し、適切な措置を実施）、③措置の検証・見直し（リスク管理措置の有効性の検証・措置の再検討）からなる。

これらの各段階の透明性を確保し、一貫性を持って科学に基づいたリスク管理を行うため、リスク管理に当たって必要となる標準的な作業手順を明らかにした「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書（以下、「手順書」という。）」にのっとりリスク管理を実施している。

なお、この手順書は農林水産省が作成し、厚生労働省と協議して両省で適用できるようなものとした上で、平成17年8月25日付けで公表したものである。

ア リスク管理の検討・活動体制

消費・安全局の担当官を構成員とした「リスク管理支援チーム」が中心となり、生産現場から食卓までの各段階におけるリスク管理の初期作業を行った。

また、手順書にのっとりリスク管理を実施する上で、消費者や事業者等の関係者との適時適切な意見・情報を交換する必要があることから、消費・安全局長の私的懇談会「リスク管理検討会」を2回開

催した。

イ 「農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト」及び「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング計画」の作成

食品安全の確保を主眼としつつ、現時点における科学的知見に基づき、消費者、食品事業者など関係者の関心や国際的動向を考慮に入れた上で、今後、農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質を選定し、そのリストを平成18年4月20日付けで公表した。

また、科学に基づいたリスク管理を行うためには、各種農畜水産物・食品中における危害要因等の含有実態等について調査を行う必要がある。このため、このリストに挙げた有害化学物質のうち、平成18～22年度の5年間にサーベイランス（問題の程度、実態を知るための調査）、モニタリング（矯正の措置をとる必要があるかどうかを決定するために、傾向を知るための調査）を実施する対象を明示した「サーベイランス・モニタリング中期計画」を同日付けで公表し、平成18年6月30日付けで18年度の同年次計画を公表した。

ウ リスク管理を行うべき有害微生物の検討

食中毒の原因となる有害微生物について、必要な情報を収集し、優先的にリスク管理を行うべきリスト作成に向けた検討を行った。

(2) 食品中の汚染物質対策の推進

平成18年度は、コーデックスの各部会における国際基準検討への対応を行ったほか、国内でのリスク低減の取組として、サーベイランス・モニタリング年次計画に基づき、ハザード（危害要因）ごとに対象品目（農畜水産物、加工食品、飼料）中の含有実態調査等を実施した。主なものは以下のとおりである。

ア 農産物

(ア) カドミウム

コーデックス食品添加物・汚染物質部会（CCFAC）における国際的な基準値の検討への対応を行った。

国内においては、カドミウムを0.4ppm以上1.0

ppm 未満含有する米の流通防止、農用地土壌汚染対策、カドミウム吸収抑制技術等の確立・普及といったリスク管理措置を実施するとともに、新たな吸収抑制技術や汚染土壌の浄化技術の研究開発等を実施した。

(イ) かび毒

CCFAC におけるかび毒に関する基準値の検討に資するため、国産穀類を対象に実施したデオキシニバレノール等のかび毒の含有実態調査のデータを提供した。

また、輸入農産物のかび毒検査の実施及び汚染農産物の輸入防止、効果の高い防除技術や農産物のかび毒汚染防止技術の開発等を行った。

イ 畜水産物

環境中に存在し、食物連鎖等を通じて家畜や魚介類に蓄積される有害な化学物質や微生物について、以下の取組を実施した。

(ア) 水銀

CCFAC における魚類中のメチル水銀の国際的なガイドライン値検討に参画した。

(イ) ダイオキシン類

CCFAC における国際的な実施規範作成への対応を行った。

また、平成17年度の農畜水産物を対象とした実態調査結果を公表するとともに、「魚介類のダイオキシン類の解説（第5版）」を公表した。

(ウ) ヒ素

食用海産動植物中のヒ素化合物の形態別含有実態調査やリスク低減に関する研究を実施した。

(エ) 貝毒

近年広域化する傾向にある貝毒の発生状況に対応するため、「貝毒安全対策事業」において、貝毒原因プランクトンのモニタリング技術や貝毒成分の分析技術の向上に資する研究開発を行った。

また、コーデックス委員会魚類・水産製品部会における二枚貝中の貝毒の国際的な基準値等検討に参画した。

(オ) 有害微生物

マガキの生産段階におけるノロウイルスのリスク低減に関する研究を実施した。

(3) リスク管理に直結する調査研究の実施

行政ニーズや社会ニーズに即して食品安全、動物衛生及び植物防疫に係る施策の充実・強化を図るため、科学的・客観的な知見を的確にリスク管理に反映させる仕組が不可欠なことから、公募方式により選抜した産学官の研究チームにより研究を行う「先端技術を活

用した農林水産研究高度化事業」のリスク管理型研究を実施した。

2 農畜水産物の安全確保

(1) 産地におけるリスク管理の推進

ア 農産物の安全管理

農産物の生産段階において、農作業の各ステージごとに実践すべき農作業などの手順・方法を定め実践・記録し、次期作に向けて改善することにより、適切な農業生産を实践する取り組みである GAP の取組を拡大し、安全な農産物を消費者に安定的に供給するため、平成17年4月に策定された食料・農業・農村基本計画に基づき食品安全を目的とした GAP の確立・普及を推進した。

平成18年度の具体的な取組としては、

- ・ 一定の作物ごとに全国的に汎用性の高い GAP のモデルとして「基礎 GAP」を作成・公表するとともに、地域の条件に応じた産地実証の支援等により産地・農業者の自主的な取組を推進。
- ・ 都道府県における GAP 推進体制を整備するとともに、消費者、農業者、食品事業者等を対象としたシンポジウムの開催により GAP の重要性、産地での具体的な取組等、GAP に関する情報を提供（3月）。

等を行った。

(2) 生産資材の適切な管理・使用の推進

ア 肥料

(ア) 普通肥料の公定規格等の改正等

平成18年度において、普通肥料の公定規格1種類の一部改正を行った。

(イ) 肥料の登録

平成18年における肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条に基づく農林水産大臣登録数は1,328件、有効期間更新数は3,301件、平成18年末の有効登録数は19,352件であった。

(ウ) 指定配合肥料の届出

肥料取締法第16条の2に基づく平成18年における農林水産大臣への指定配合肥料の届出数は4,285件、平成18年末の有効届出数は53,150件であった。

(エ) 肥料の検査

肥料取締法第30条に基づく平成18年度における国の立入検査成績は、分析検査標品1,028点中、正常でないものは91点であった。

(オ) 調査試験等

独立行政法人肥飼料検査所において、公定規格

の設定等に関する調査、重金属分析法の改良及び信頼性の確保についての検討等を行った。

(カ) BSEの発生に伴う措置

平成13年9月、我が国において初めて牛海綿状脳症(BSE)が発生したことに伴い、牛への誤用・流用を防止し、BSEの発生の防止に万全を期す観点から、平成13年10月以降、肉骨粉等及び肉骨粉等を含む肥料について、輸入、製造及び工場からの出荷の一時停止を要請した。

その後、科学的な見地から安全性が確認されたものについては、順次、その製造・出荷が解除され、現在、豚、鶏等のみ由来する肉骨粉等、及び蒸製骨粉、蒸製蹄角粉、蒸製皮革粉等が肥料原料として利用されている。また、牛のせき柱を含む肥料が生産されることのないよう、肥料取締法に基づく公定規格等において、牛の部位を原料とする場合には、せき柱等が混合しないものとして確認を受けた工程において製造されたものであることとされた。

(キ) 肥料の需給・価格等

a 化学肥料の需給概要

17肥料年度(平成17年7月~18年6月)の内需は、窒素、りん酸、加里の3成分合計で130万トンとなり、前年度を3%下回った。

表1 化学肥料の需給量(17肥料年度)

	窒素肥料	りん酸肥料	加里肥料	三成分合計
生産	400(410)	352(363)	0(0)	752(773)
輸入	241(250)	118(161)	350(366)	709(777)
内需	471(475)	465(511)	360(352)	1,296(1,338)
輸出	174(181)	3(3)	3(2)	180(186)

(単位:成分千t、()内は16肥料年度の数字)

b 18肥料年度価格

18肥料年度の元売り段階の価格は、国内での価格形成に大きな影響を持つ輸入原料や原料輸送コストが大幅に値上がりしたことにより、主要全品目で値上がりとなった。

表2 主要肥料の供給価格変動率の推移

(全農供給価格:高度化成肥料(15-15-15)対前年増減率)

15肥料年度	16肥料年度	17肥料年度	18肥料年度
▲1.53	3.49	3.56	3.73

(単位:%)

(ク) 肥料対策関連事業

食の安全・安心確保交付金(硝酸塩のリスク管理の推進)

国産農産物のより一層の安全性確保に向けた生

産を促すため、地域に適応した硝酸塩のリスク管理の推進体制や低減化技術を確認することとし、都道府県段階における推進計画の策定や生産現場における硝酸塩の低減技術の有効性の評価を行った。

(予算額 27億200万円の内数)

イ 農薬

(ア) 農薬の登録状況

18農薬年度において新たに登録された農薬は242件で、9月末における有効登録件数は4,369件となり、前年同期に比較して166件の減少となった。17農薬年度に登録された新規化合物は5種類であった。

(イ) 農薬取締り状況

18年度においては、農薬の製造業者及び農薬販売業者等に対し87件の立入検査等を行い、製造・販売を取り締まるとともに、農薬の適切な品質の管理や取扱いの徹底を図った。

さらに、23件の集取農薬の検査を行い、農薬の製造、品質等に関し技術的指導を行った。

(ウ) 農薬の安全及び適正使用対策

農薬の安全性を確保するため、農薬の登録にあたり、環境省、厚生労働省と連携を図りながら独立行政法人農薬検査所において農薬メーカーから提出された試験成績について厳正な検査・評価を実施した。

また、農薬による危害を防止するため、農林水産省、厚生労働省及び都道府県が共催により農薬危害防止運動を全国的に展開し、①農薬の安全使用や適正な保管管理の徹底についての啓発活動、②農薬事故に対する適切な処置体制を確保するための医療機関との連携強化及び事故の発生状況の把握等を実施した。

平成18年5月からの農薬のポジティブリスト制度の施行にあたっては、①農林水産省、農業者団体及び関係団体からなる「農薬適正使用指導強化協議会」を設置し、生産現場への巡回指導等において必要となる情報提供、②地域におけるポジティブリスト制度への対応状況の点検・強化等を実施した。

また、ポジティブリスト制度施行後も関係機関・団体等が相互に協力して①農薬の適正使用についてのきめ細かな指導、②飛散低減のための新技術の導入・普及、③農家における適切な農薬使用状況の記帳を重点的に指導するとともに、登録農薬については、適用作物の拡大に向けた取組み

を実施し、消費者の食の安全に対する要請に応えられるよう、生産者や関係団体の取組を指導するとともに、食品衛生部局と緊密に連携し適切に対応が図られるよう努めた。

また、農薬全般について、消費者の農薬に対する理解を深めることを目的として、全国9カ所で意見交換会を開催した。

さらに、学校、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに家庭菜園等の住宅地周辺で農薬を使用するときに、農薬を原因とする住民の健康被害が生じないように、環境省と連携して、周辺住民への事前周知、飛散低減対策等について通知し、その周知を図った。

(エ) 農薬の生産出荷

18農薬年度（平成17年10月～平成18年9月）の農薬の生産額は、3,732億円（前年比3.6%減）出荷額は3,569億円（同0.3%増）となっており、生産額は減少、出荷額は増加した。

(オ) 農薬の輸出入

18農薬年度の農薬の輸出額は前年比5.0%増の1,040億円であった。全輸出額に占める仕向先別の割合については、米国が20.8%を占めて最も多く、次いでフランス16.7%、大韓民国10.6%となった。

一方、輸入額は前年比0.7%増の700億円となった。全輸入額に占める輸入先別の輸入額の割合については、ドイツが25.2%を占めて最も多く、次いでシンガポール20.4%、台湾8.4%となった。

ウ 飼料及び飼料添加物

飼料及び飼料添加物（以下「飼料等」という。）については、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的として、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）に基づき、農林水産大臣は、安全性の確保の観点から飼料等の製造等に関する基準・規格の設定を行うとともに、品質の改善の観点から飼料の公定規格の設定等を行っている。

(ア) 飼料等の安全性の確保

飼料安全法に基づき、農林水産大臣は有害畜産物が生産され又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため、農業資材審議会の意見を聴き、飼料等の基準・規格を「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」（昭和51年農林省令第35号）（以下「成分規格等省令」という。）により設定している。

18年度に当該省令を改正し、飼料における農薬

等の基準を定め、当該飼料を給与して生産された畜水産物が厚生労働省が定めた食品中の残留基準に適合するよう措置した（平成18年5月29日施行）。また、当該省令に成分規格等が定められている特定飼料等（抗生物質）の検定を独立行政法人肥飼料検査所（以下「肥飼料検査所」という。）で行った（18年度検定439件合格）。

さらに、食品残さの飼料化を推進するため、その製造等の安全性を十分に確保するためのリスク管理措置として「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」（平成18年8月30日施行）を制定した。

(イ) 飼料の品質の改善

飼料の栄養成分に関する品質の改善を図るため、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて飼料の公定規格を定めることができるとされている。

公定規格の検定機関については、18年度は1機関の登録が失効したことにより、6機関（9施設）が登録されている。

また、飼料の公定規格による18年度の検定は2県及び1登録検定機関において、配合飼料7銘柄及び魚粉10銘柄に関して実施された。

(ロ) 飼料等の立入検査

飼料安全法に基づき、安全性の確保及び品質の改善を図る見地から、肥飼料検査所及び都道府県の飼料検査機関が飼料等の立入検査を実施した。

18年度における立入検査の状況は、表3のとおりである。

表3 18年度飼料等立入検査状況

	国	県	合計
立入検査回数	615	2,059	2,674
収去件数	1,173	1,312	2,485
飼料	1,129	1,311	2,440
飼料添加物	44	1	45
収去品の試験結果			
正常件数	1,165	1,290	2,455
飼料	1,121	1,289	2,410
飼料添加物	44	1	45
違反件数	8	22	30
飼料	8	22	30
飼料添加物	0	0	0

エ 動物用医薬品

(ア) 動物用医薬品等製造販売（製造）業許可及び承認状況（平成18年度）

a 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の

一部を改正する法律（平成14年法律第96号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号。以下「旧法」という。）第12条第1項の規定に基づく製造業の許可件数は4件であり、旧法第22条第1項の規定に基づく輸入販売業の許可件数は2件であった。

また、改正法第2条の規定による改正後の薬事法（以下「新法」という。）第12条第1項の規定に基づく製造販売業の許可件数は31件、新法第13条第1項の規定に基づく製造業の許可件数は63件、新法第13条の3第1項の規定に基づく外国製造業者の認定件数は58件、新法第40条の2第1項の規定に基づく修理業の許可件数は89件であった。

b 旧法第14条第1項の規定に基づき承認された品目数は、製造については医薬品19品目、医薬部外品2品目及び医療用具6品目であり、輸入については医薬品22品目及び医療用具2品目であった。

また、新法第14条第1項の規定に基づき製造販売承認された品目数は、医薬品34品目、医薬部外品11品目及び医療機器49品目であった。

(イ) 動物用医薬品の再評価

薬事法第14条の6（同法第23条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、承認、許可を受け市販されている動物用医薬品を有効性、安全性等の観点から最新の学問水準に照らして見直す再評価制度を実施している。

この見直し手続は、承認されている動物用医薬品の全成分について、通常10年ごとのスクリーニング作業を行い、問題となる情報が得られた成分を再評価を受けるべき医薬品として指定し、再評価を行うこととしている。平成18年度に見直しの対象となる162成分について、平成18年2月に関係者に通知し、スクリーニング作業を実施した。

(ウ) 動物用医薬品の使用の規制

動物用医薬品のうち、適正に使用されなければ畜産物等に残留し、人の健康を損うおそれのある医薬品については、動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和55年農林水産省令第42号）により適正な使用を確保しているところである。

平成18年5月29日から導入されたポジティブリスト制度に対応し、動物用医薬品の使用基準の設定及び変更を行った。導入時に新たに設定された残留基準は、導入後5年間で見直しされることと

なっており、平成18年度は2成分見直しが行われた。それに伴い、使用基準の改正について検討した結果、改正は必要でなかった。

(エ) 国家検定等の検査

表4 薬事法第43条第1項の規定に基づき、動物医薬品検査所が実施した平成18年度の国家検定状況
生物学的製剤（受付件数717件）

合格	711件
不合格	4件
中止件数	2件

表5 薬事法第69条第3項の規定に基づき、動物医薬品検査所が実施した平成18年度の製造業者等への立入検査による取去品の検査

	取去件数	不合格件数	改善指導件数
一般薬	69件	3件	15件
抗生物質製剤	14件	0件	3件
生物学的製剤 (体外診断薬)	9件	1件	1件

表6 動物医薬品検査所依頼試験検査規定に基づき平成18年度に動物医薬品検査所が実施した検査

動物用抗生物質製剤検査命令実施要領に基づく依頼検査 受付件数	143件
不合格件数	0件
動物用血液型判定用抗体検査命令実施要領に基づく依頼検査 受付件数	8件
不合格件数	0件
中止件数	0件

(オ) 薬事監視事務打ち合わせ会議

薬事監視事務打ち合わせ会議は、動物用医薬品等に関する薬事監視の円滑化を図るため都道府県の薬事監視員を対象に実施している。平成18年度は平成18年10月26日に開催し、薬事法の改正等の動物薬事関連事項の説明、薬事監視指導上の諸事項についての協議検討等を行った。

3 家畜防疫体制の強化等家畜衛生対策

(1) BSE 対策の推進

ア 我が国における BSE の発生への対応

平成13年9月に我が国で初めて BSE 感染牛が確認されて以降、18年度末までに32例の BSE の発生が報告された。BSE 対策として、と畜場での BSE 全頭検査及び特定部位（SRM）の除去に加え、24か月齢以上の死亡牛を対象とした農場サーベイランスや牛の肉骨粉等に係る飼料規制のほか、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」に基づく牛トレーサビリティ制度、BSE 発生時の対

応を迅速かつ適切に実施するための「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針」の策定等各般の対策が実施されている。

(ア) 18年度は、農場サーベイランスにおいて5月13日(26例目)、5月19日(27例目)、8月11日(28例目)、9月28日(29例目)及び11月13日(30例目)、と畜検査において4月19日(25例目)、12月8日(31例目)及び2月5日(32例目)、計8頭のBSE感染牛が確認された。

(イ) 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)に基づく、24か月齢以上の死亡牛を対象にした農場サーベイランスでは、18年度は94,749頭(一部24か月齢未満の牛も含む。)の検査を行い、前述の5頭が陽性(26,27,28,29,及び30例目)であった。この農場サーベイランスの適正な実施及び死亡牛処理を推進するため生産者が負担する死亡牛のBSE検査費や輸送及び処理費用の助成措置を引き続き講じた。

(ウ) 感染源及び感染経路の究明に関しては、感染牛の給与飼料等の調査をもとに、7例目までの発生例については、15年9月、専門家からなるBSE疫学検討チームにより、疫学的分析結果報告が取りまとめられている。

また、32例目までの発生例については、17年度及び18年度に「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」のリスク管理型研究において疫学的分析を行い研究報告書が取りまとめられている。

この報告書において、

a. 1995、1996年生まれの牛の感染は、統計学的には共通の飼料工場で製造された代用乳が原因となった可能性が考えられるが、オランダの疫学調査等現在得られている知見を踏まえると、オランダ産の粉末油脂を感染源として合理的に説明することは困難。

b. 1999年～2001年北海道生まれの牛の発生は、1995、1996年生まれの牛が汚染原因となり、北海道内の配合飼料工場における肉骨粉等の交差汚染により伝播した可能性が否定できない。

等の分析がなされている。

イ 米国におけるBSEの発生への対応

(ア) 平成15年12月に米国でBSE感染牛が確認されたのに伴い米国産牛肉等の輸入を停止した。

(イ) 食品安全委員会によるBSEリスク評価結果を踏まえ、平成17年12月に米国・カナダからの牛肉等の輸入を再開した。しかし、平成18年1月、特定危険部位であるせき柱が混入した子牛肉が発見

され、直ちに輸入手続を停止した。

(ウ) 日米専門家会合やリスクコミュニケーション等を実施した後、平成18年6月20日・21日、日米局長級テレビ会合を実施した。本会合において、対日輸出認定施設の調査の実施や米国農務省による抜き打ち査察への同行等、対日輸出条件の遵守を確保するための措置等の実施と輸入手続の再開について、日米間で認識を共有した。

(エ) 平成18年6月24日～7月23日、米国対日輸出認定施設に対して現地調査を実施し、7月27日、輸入手続再開を決定した。

(2) 高病原性鳥インフルエンザへの対応

ア 茨城県を中心に確認された高病原性鳥インフルエンザ発生への対応

(ア) 感染経路の究明

平成17年6月以降、茨城県を中心とした弱毒タイプ(H5N2亜型)の高病原性鳥インフルエンザが発生し、同年12月までの間に41農場で発生が確認され、約578万羽の鶏が殺処分又はとう汰された。

本病の発生に係る感染源・感染経路を究明するために設置された、専門家等からなる「高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム」により、平成18年9月に、1例目から41例目までの発生についての報告書がとりまとめられた。

その中で、今回の発生に関しては、特徴として、①原因ウイルスが中米で分離された株に極めて近縁である、②日本の近隣諸国において、今回の発生株に近縁な株による発生がない、③発生が茨城県南部に局限している、④分離されたウイルスは遺伝学的性状が一致している、⑤原因ウイルスは自然宿主である水きん類よりも鶏に適応し、感染性は強いが臨床症状を示さないこと等が挙げられた。ウイルスの侵入経路については特定できなかったが、中米由来ウイルス株から作出された未承認ワクチン等が持ち込まれて不法に使用された可能性が否定できないとされた

(イ) 弱毒タイプの特性を踏まえた防疫指針の変更

平成18年12月の防疫指針の変更により、弱毒タイプの高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された場合においては、原則として、強毒タイプのウイルスによる場合と同様の防疫措置を講ずることとするが、都道府県の畜産主務課は、動物衛生課と協議の上、以下の①から③の防疫措置を行うことができることとされた。

① 農場監視プログラムの適用

ウイルスに対する抗体が確認され、ウイルス

が分離されない家きんを飼養する農場のうち、ウイルス拡散防止措置等が実施されていること等の一定の条件を満たした農場については、飼養鶏を直ちには殺処分せず、監視下におく農場監視プログラムを講ずることができる。

② 関連農場の検査

弱毒タイプのウイルスの感染が確認された農場との間で、過去6ヶ月以内に家きんの導入元及び出荷先等の関係がある関連農場について、必要に応じて家きんの移動の制限等を実施することができる。

③ 移動制限区域の設定

弱毒タイプのウイルスによる感染が確認された農場に関する移動制限区域（原則半径5km）を定め、検査を実施する。

イ 宮崎県及び岡山県における高病原性鳥インフルエンザの発生への対応

平成19年1月13日以降、宮崎県及び岡山県で高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の発生が確認された。本病のまん延を防止するため、防疫指針に沿って、発生農場の飼養鶏の殺処分、周辺農場の移動制限、家きん飼養農家への緊急立入調査等を実施した。また、防疫対応に当たっては、発生状況を踏まえつつ、専門家の意見を聞いて清浄性確認後移動制限の見直しや第1次清浄性確認の早期着手を行った。発生農場周辺の清浄性を確認し、平成19年3月1日午前0時をもって全ての移動制限を解除した。それ以降の新たな発生は確認されていない。

また、今般の発生に際しては、改めて早期発見、早期通報の徹底と農家への緊急立入調査等を実施するとともに、①発生予防に万全を期すための緊急の措置として近畿以西の全23府県とその他知事が必要と判断した10県の家きん飼養農場に対し、消石灰散布による緊急消毒を実施し、②家きん飼養者から家畜保健衛生所への毎月1回の死亡羽数等の報告を毎週1回実施した。

ウ ワクチン備蓄

本病の防疫については、国際的な本病清浄国の防疫原則に則り、早期発見と迅速な殺処分による防疫を行うこととしており、ワクチンの使用は、同一の移動制限区域内の複数の農場で本病が連続発生し、迅速なとう汰が困難となる、又は困難になると判断される場合のみ検討することとしている。ワクチンの備蓄は、平成16年1月の320万ドーズ（H5N2亜型）の緊急輸入を皮切りに開始され、その備蓄量は平成19年3月現在、820万ドーズとなっている。

エ 家畜防疫互助基金

高病原性鳥インフルエンザ発生時の経済的損失を互助補償するため、生産者が自らが行う互助基金を造成しており、茨城県及び埼玉県での発生に際しては、発生時の互助金の交付に対し応分（1：1）の支援を行った。平成18年度末の加入状況は、全国羽数ベースで81.8%となっている。

(3) 家畜防疫

ア 飼養衛生管理基準及び特定家畜伝染病防疫指針の策定

(ア) 飼養衛生管理基準

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会衛生管理小委員会の調査審議を経て、家畜の所有者が遵守すべき基準として、飼養衛生管理基準を定め、家畜の所有者に当該基準の遵守を義務付けた（16年9月公布、12月施行）。

(イ) 特定家畜伝染病防疫指針

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会家きん疾病小委員会、プリオン病小委員会及び牛豚等疾病小委員会の調査審議を経て、それぞれ、高病原性鳥インフルエンザ（16年11月18日）、BSE（16年11月29日）、口蹄疫（16年12月1日）及び豚コレラ（18年3月31日）について、特定家畜伝染病防疫指針を策定し、農林水産大臣名で公表した。

イ 家畜伝染病予防事業の実施

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の規定に基づき、家畜の伝染性疾病の発生予防のための各種検査、注射、消毒、薬浴及び家畜伝染病の発生時のまん延防止措置を実施した。

(ア) 牛関係監視伝染病

BSEについては、13年9月に我が国初のBSEが確認されて以来、18年度末までに合計32頭の発生があり、同居牛等について疑似患畜の特定等の防疫措置を実施した。

ヨーネ病については、平成10年度以降、法に基づく定期検査を実施しており、18年は42都道府県606戸1,179頭の発生、摘発があった。本病対策については、専門家の意見も伺い、18年11月に「ヨーネ病防疫対策要領」を策定し、導入牛の証明書確認による侵入防止、定期検査による患畜の摘発と殺処分、消毒の徹底、迅速診断法を活用した患畜の同居牛の自主なとう汰等の全国的に統一した防疫対策を進めることとされた。

ブルセラ病及び結核病については、両疾病とも、ここ数年散発的な発生となっており、ブルセラ病

は、14年に1戸1頭が摘発されて以降の発生はなく、結核病は18年8月に乳用牛において1戸1頭の発生があった。

アカバネ病については、18年9月から11月にかけて、アカバネ病ウイルスの生後感染による中枢神経症状を示す子牛及び育成牛が九州地方南部で確認された。発生要因として、ウイルスの侵入と地域の抗体陽性率の低下が重なったことが挙げられた。

(イ) 豚関係監視伝染病

オーエスキー病は、18年は3県で6戸98頭の発生があった。オーエスキー病の発生戸数及び頭数は昭和63年をピーク(59戸9,491頭)に、大きく減少し、平成3年に「オーエスキー病防疫対策要領」が策定されて以降、浸潤県数に大きな変化はなく、拡大は阻止されているものの、浸潤地域の清浄化は一部に止まっていることから、今後の取組の見直し、強化について検討が開始された。

(ロ) 鶏関係監視伝染病

平成19年1月13日以降、宮崎県及び岡山県で高病原性鳥インフルエンザ(H5N1亜型)の発生が確認された。本病のまん延を防止するため、高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に沿って、発生農場の飼養鶏の殺処分、周辺農場の移動制限、家きん飼養農家への緊急立入調査等を実施した。また、防疫対応に当たっては、発生状況を踏まえつつ、専門家の意見を聞いて清浄性確認後移動制限の見直しや第1次清浄性確認の早期着手を行った。防疫対応の結果、発生農場周辺の清浄性が確認されたため、平成19年3月1日午前0時をもって全ての移動制限を解除したが、それ以降の新たな発生は確認されていない。

ニューカッスル病については、18年は採卵鶏及び愛玩鶏で発生が4件あった。本病の原因ウイルスは、広く野外に存在しているが、適切なワクチン接種により予防が可能であることから、愛玩鶏を含め、ワクチン接種を徹底することとされた。

家きんサルモネラについては、18年は発生がなかった。

(ハ) 馬関係監視伝染病

馬パラチフスは、10年から11年に重種馬での集団発生があり、その後発生は認められていなかったが、15年は1戸1頭、16年は2戸9頭、17年は7戸11頭、平成18年は1戸2頭の発生が確認された。

その他、馬伝染性貧血は、5年に農用馬2頭が

抗体陽性で摘発されて以降発生はなく、馬伝染性子宮炎は17年には1戸1頭の発生が確認されたが、平成18年には発生がなかった。

(ニ) めん山羊監視伝染病

スクレイピー(伝達性海綿状脳症)については、平成17年には1戸1頭の発生が認められたが平成18年には発生は認められなかった。なお、本病は、昭和59年に輸入めん羊由来群で発生が確認されて以来、33戸63頭の散発的な発生となっている。

ウ 国内防疫関連事業の実施

(ア) 家畜生産農場清浄化支援対策事業

ヨーネ病及びオーエスキー病の清浄化のための検査・自主とう汰、ワクチン接種の推進を行った。

オーエスキー病の清浄化を推進するため、地域全体でワクチン接種の取組が行われている地域において、ワクチン接種対象飼養豚の全頭ワクチン接種の取組に支援を行った。

また、ヨーネ病の清浄化を推進するため、18年11月に策定された「ヨーネ病防疫対策要領」も踏まえ、生産者自ら行う検査及びとう汰の取組に支援を行った。

さらに、疾病の発生と流行を防ぐため、牛流行熱、豚伝染性下痢症等に対する組織的なワクチン接種を推進した。

(イ) 家畜円滑処理体制強化対策調査等委託事業

大規模飼養農場における高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病発生時に備えて、発生現地で円滑に処理するための焼却用エアバーナーを試験的に導入し、実用化に関する技術検討を行った。

(ロ) 馬飼養衛生管理特別対策事業、育成馬予防接種推進事業及び繁殖牝馬予防接種推進事業

馬の飼養衛生管理体制の総合的な整備を図るため、馬感染症研究会・馬飼養衛生管理技術講習会、馬の飼養衛生管理に関するテキストの作成配布、地域馬獣医療の実態調査等を実施した。また、予防接種推進事業では、馬の生産育成地において、破傷風、日本脳炎、馬インフルエンザ及び馬鼻肺炎のワクチン接種を実施した。

(4) 保健衛生

18年度末における家畜保健衛生所数は全国176か所で、職員数は獣医師職員2,188名、事務系・その他職員411名となっている。

ア 家畜保健衛生所の施設整備

家畜の飼養形態の多頭化、集団化等の中で、家畜伝染病に対する危機管理の観点から疾病の監視体制を強化する事前対応型の防疫体制の構築が必要とな

っており、このために迅速かつ的確な検査・診断体制の整備が重要となっている。このため家畜検査の迅速化、高度な疫学診断等に対応するための施設機器を地域の家畜衛生事情に即して家畜保健衛生所に整備し、地域の家畜防疫体制、監視体制の強化を図った。

(ア) 迅速診断対応機器

検査用の材料を迅速かつ多量に処理することを可能とし、検査の効率化、検査時間の短縮等を図るため、酵素抗体測定装置、豚コレラ迅速診断機器等の設置を行った。平成18年度は、23県において酵素抗体測定装置、微量成分分析機器等が設置された。

(イ) 高度診断対応機器

多様化、高度化する検査・診断を迅速かつ的確に行うとともに、疫学的な診断を可能とする遺伝子情報解析診断機器、病理診断画像処理機器等の設置を行った。平成18年度は、14県において遺伝子抽出装置、PCR検査機器等が設置された。

(ウ) バイオセキュリティ関連機器

病原体の野外への汚染防止を図るため、安全キャビネット・滅菌機器の整備を行った。平成18年度は、24県において安全キャビネット、高圧蒸気滅菌器等が設置された。

(エ) 緊急病性鑑定対応機器

万が一、海外悪性伝染病が日本で発生した場合において、初動防疫を迅速かつ的確に行い、病原体の拡散を最小限に抑止するための機器の整備を行った。

イ 家畜衛生に関する各種指導等

家畜の種類及び地域の実情に応じた総合的な家畜衛生に関する各種指導を畜産農家等を対象として行うことにより畜産の進展に即応した家畜衛生技術の浸透及び定着を図るとともに、地域の実情に応じた家畜衛生対策の実施に資するため、家畜保健衛生所が中心となって以下の取組を行った。

(ア) BSE検査・清浄化の推進

BSEの浸潤状況をより正確に把握し、BSEの防疫対策を検証するため、家畜保健衛生所が実施する死亡牛BSE検査について、会議等を開催しBSE検査の普及・定着を図るとともに、リーフレットの配布等により正しい情報の提供を実施した。

(イ) 監視・危機管理体制の整備

「家畜衛生関連情報の整備」で家畜衛生に係る情報の収集及び提供を効率的、円滑に推進するた

めの体制を整備するため、病性鑑定成績・巡回指導等による家畜衛生情報の収集・分析を行った。また、「診断予防技術の向上」で伝染性疾患の新たな診断方法、予防技術の確立のための調査・検討を行った。

この他「まん延防止の円滑化」として調整会議の開催及びブロック内の防疫演習の開催を実施し、地域の実情に応じた防疫体制の確立を図るとともに、「家畜伝染病防疫対応強化」として生産者が最低限遵守すべき基準である飼養衛生管理基準の普及・定着の促進や特定家畜伝染病防疫指針に基づく家畜伝染病の発生予防及び防疫対策を構築するための会議を開催した。

さらに、生産現場及び教育現場において動物由来の感染症について定期的なモニタリング調査を行い発生状況等を検討する「動物由来感染症監視体制の整備」、①ワクチンを用いず、早期発見とどう法により清浄性を維持するための豚コレラ撲滅対策、②沖縄県におけるオウシマダニの侵入防止のために監視体制の強化を図る沖縄牧野ダニ侵入防止対策、③家畜衛生推進協議会の開催や印刷物等による各種家畜衛生情報の広報により自衛防疫を推進する「自衛防疫及び自主管理の強化」を実施した。

(ウ) 慢性疾病等の低減

畜産経営における生産性の向上のため慢性疾病及び牛のは育期における慢性疾病等を予防するため調査及び検査を行い、生産ガイドライン（疾病防除マニュアル等）の作成について検討した。

(エ) 生産衛生の確保

生産現場における畜産物の安全性確保のため①地域一体となったHACCP方式に基づく畜産物の生産衛生管理体制の構築を図るための「生産衛生管理体制の整備」、②衛生的な鶏卵の生産体制を推進するためのサルモネラ総合対策指針に基づき、サルモネラの清浄化に向けた農場の調査・検査を行う「鶏卵衛生管理体制の整備」、③医薬品の品質確保、薬剤残留、薬剤耐性菌等に関する情報を収集することにより、医薬品の使用に起因する危害発生を防止するとともに、医薬品の有効性、安全性に反映させるために医薬品の検査、使用実態調査を行う「動物用医薬品の危機管理」をそれぞれ行った。

(オ) 地域衛生管理体制の整備

安全で安心な畜産物等の産地づくりを推進するとともに、全国的な衛生水準の向上を図るため、

地域における行政、生産者、獣医師等の関係者が一体となった家畜の伝染性疾病の発生予防、清浄性維持等の取組を実施した。

ウ 調査研究

(ア) 慢性疾病等低減対策

(社)日本獣医学会が実施する遺伝病や感染症等に関する調査・原因究明等の推進した。

(イ) 趾蹄管理啓発推進対策事業

(社)日本装蹄師会が実施する趾皮膚炎の感染機序の調査、削蹄器材の消毒器の開発等を推進するとともに趾蹄管理技術の検討会を実施した。

(エ) 第47回全国家畜保健衛生業績発表会

第47回全国家畜保健衛生業績発表会は、4月20日、21日千代田区公会堂において開催され、全国各ブロック代表48名により家畜保健衛生所の日常業務に関連した業務の運営、調査、研究等が発表され、農林水産大臣賞2題、消費・安全局長賞22題が選出され、賞状が授与された。

(5) 技術普及

家畜衛生講習会及び研修会は、家畜の多頭飼育の進展等に伴う家畜衛生事情の変化に対応し、家畜衛生技術の向上を図るために実施している。受講者は地域の家畜衛生関係技術者に対して伝達講習を行って習得技術を速やかに普及するとともに、種々の事業等を通じて畜産関係技術者及び畜産農家に対し家畜衛生に関する知識及び技術の普及浸透を図っている。18年度は、家畜衛生講習会については動物衛生研究所の本・支所・海外病研究施設、千葉県農業共済連で計11回開催され、延べ268名が受講した。また、家畜衛生研修会については、病性鑑定研修会を各専門分野別(ウイルス、病理、細菌、生化学)に実施した。各講習会及び研修会の種類、回数及び受講人数は表7のとおりである。

表7 18年度家畜衛生講習会及び研修会

種 類	回 数	受 講 人 員		計
		県職員	その他	
家畜衛生講習会	11	249	19	268
基本講習会	1	50	2	52
総合講習会	1	40	1	41
特殊講習会	9	159	16	175
鶏 疾 病	1	35	3	38
豚 疾 病	1	30	5	35
牛 疾 病	1	35	6	41
繁殖障害	1	9	0	9
病性鑑定	4	28	0	28
獣疫学	1	22	2	24
家畜衛生研修会	4	178	4	182
病性鑑定	4	178	4	182

計 15 427 23 450

(6) 獣 医 事

ア 獣医療提供体制整備の推進

獣医療の多様化、高度化等に対応し的確な獣医療の確保を図るため、獣医療法(平成4年法律第46号)に基づく獣医療計画制度により、国が定めた基本方針に即して都道府県が獣医療を提供する体制の整備を図るための計画を定め、国と都道府県が一体となって獣医療提供体制の整備を推進している。

イ 獣医師法第16条の2に基づく臨床研修

獣医師法(昭和24年法律第186号)第16条の2に基づき、診療を業務とする獣医師は、免許を受けた後も、大学の獣医学に関する学部若しくは学科の附属施設である飼育動物の診療施設又は農林水産大臣の指定する診療施設において臨床研修に努めることとされている。

ウ 第58回獣医師国家試験

第58回獣医師国家試験は、平成19年3月1日及び2日の2日間、全国3試験地で行われ、受験者1,250名中1,059名(84.7%)が合格し、獣医師免許申請資格を得た。

エ 獣医師国家試験漏えい問題調査検討委員会

第58回獣医師国家試験について、試験問題が事前に漏えいしていた疑いがあるものと判断されたことを踏まえて、「獣医師国家試験漏えい問題調査検討委員会」を設置し、再発防止のための改善事項について検討を行った。

オ 獣医事審議会

獣医師法第24条の規定により設置されている獣医事審議会、試験部会及び免許部会が開催され、①第58回獣医師国家試験の実施、②獣医師法第5条第2項及び第8条第2項第3号に該当する獣医師の獣医師免許の取扱い、③獣医療における広告制限の特例等について審議が行われた。

カ 獣医師の需給に関する検討会

今後の適切な獣医療の提供体制の整備に関する施策の検討に資するため、平成18年11月より有識者からなる「獣医師の需給に関する検討会」を設置し、所要の検討を行った。

キ 小動物獣医療

(ア) 獣医療における広告制限の特例

獣医事審議会において、狂犬病予防注射等の事項等について獣医療法に基づく広告制限の特例とすることについて審議した。

(イ) 獣医核医学の導入に係る体制整備

獣医療法施行規則及び関連告示に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正等について、平成17年9月に放射線審議会へ諮問し、獣医療に関する放射線防護の技術的基準検討部会で審議が行われている。

(7) 国際関係

ア 輸出入検疫

主要動物（牛、豚、めん羊、山羊、馬及び初生ひな、以下同じ）の輸入検疫状況は、初生ひなを除き、牛が最も多く25,719頭（対前年比100.8%、以下（）内は対前年比）であった。その内訳は、肥育用素牛が24,746頭（105.9%）とやや増加したのに対し、乳用繁殖用は973頭（45.7%）と大幅に減少した。豚は、223頭（92.5%）が輸入され、繁殖用が221頭（91.7%）、愛玩用が2頭（実績なし）であった。めん羊は233頭（375.8%）と前年と比較して大幅に増加した。山羊の輸入実績はなかった。

馬は、牛に次いで頭数が多く6,423頭（117.0%）であった。その内訳は、繁殖用173頭（115.3%）、乗用187頭（114.0%）、競走用333頭（92.8%）、肥育用5,638頭（117.5%）、その他（と畜場直行馬を含む）92頭（418.1%）であった。

初生ひなは、718,882羽（70.3%）と大幅に減少した。

犬、猫は、それぞれ8,099頭（97.5%）、1,655頭（101.2%）であった。

その他の動物では、兎が13,619羽（96.7%）、みづばちが13,513群（85.4%）輸入された。

主要動物の輸出実績は、馬が172頭（84.7%）であり、その内訳は繁殖用66頭（97.1%）、競走用97頭（84.3%）、乗用9頭（実績なし）と減少した。

犬、猫は、それぞれ4,630頭（98.7%）、1,530頭（99.2%）が輸出された。

畜産物全体の輸入数量は、3,576,393トン（97.1%）であった。

肉類は、牛肉、豚肉、家きん肉が全体の約9割を占めており、牛肉508,087トン（103.2%）がやや増加したが、豚肉818,557トン（86.4%）、家きん肉679,833トン（88.7%）と大幅に減少したこともあり、肉類全体では2,297,358トン（94.6%）と減少した。

骨類は、骨粉の輸入実績が引き続きなく、全体で51,068（97.8%）であった。ミール類は、肉骨粉の輸入実績がなく、血粉171トン（56.6%）、肉粉31トン（24.4%）と大幅に減少し、ミール類全体では202トン（46.1%）となった。穀物のわら及び飼料用の乾草は221トン（0.2%）となり、動物性加工たん白

は1,002,359トン（126.9%）と増加した。

畜産物全体の輸出数量は、127,467トン（75.7%）と減少した。輸出の大半を占める皮類が74,013トン（101.4%）、肉類が5,085トン（104.3%）、臓器類が597トン（116.0%）、卵類200トン（104.3%）と増加した一方で、その他のものが40,855トン（51.8%）と大幅に減少した。

表8 平成18年の輸出入検疫数量（速報値）
（単位＝動物：頭羽、畜産物：t）

	輸 出	輸 入
牛	—	25,719
豚	—	223
めん羊	—	233
馬	172	6,423
兎	88	13,619
鶏	—	—
初生ひな	—	718,882
犬	4,630	8,099
猫	1,530	1,655
あらいぐま	—	—
きつね	—	13
スカンク	—	—
サル	—	7,198
骨類	11	51,068
肉類	5,085	2,297,358
臓器類	597	54,340
卵類	200	11,737
皮類	74,013	56,483
毛類	393	6,276
ミール類	—	202
動物性加工たん白	—	1,002,359
わら等	—	221

4 魚類防疫対策

平成17年に関係法令を改正し、防疫体制を強化したことから、その適切な運用を行った。また、国際獣疫事務局（OIE）の総会において、コイヘルペスウイルス（KHV）病がOIE疾病としてリストされた。

(1) 水産防疫制度の適切な運用

ア 輸入防疫

水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づき、平成18年度はこい38件、きんぎょ1,206件、さけ科魚類の発眼卵16件及びくるまえび属の稚えび1件に対し、輸入の許可を行った。なお、くるまえび属の稚えびは防疫対象疾病発生国からの輸入であったため、平成17年に改正した同法の規定により、管理命令を発令し隔離管理を実施した。

イ 国内防疫

持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づく特定疾病のうちKHV病については、引き続き発生が確認され、平成18年度は都道府県において焼却・埋却等42件、消毒43件等のまん延防止措置を講じた。また、宮城県知事からホヤの新疾病の発生についての届出があったため、防疫会議を開催し今後の対応等を検討した。

(2) KHV病対策

ア 発生状況

平成15年10月に、我が国で初めてKHV病の発生が確認され、平成18年度は1・2級河川水系の約1%と、養殖場の約2%で発生が確認された。

イ 技術検討会

錦鯉養殖場において連鎖的にKHV病が発生したため、平成18年9月（第10回）及び平成19年3月（第11回）にコイヘルペスウイルス病に関する技術検討会を開催し、まん延防止措置等について検討した。

ウ 研究・開発

（独）水産総合研究センターを中心として、産・学・官の協力を図りつつ、ワクチン開発を含め、同病の診断、防疫技術等の研究・開発を推進した。

(3) アユ冷水病対策

アユ冷水病に関する対策協議会を開催するとともに、都道府県の養殖業者への衛生対策指導等の支援や、（社）日本水産資源保護協会への委託による養殖衛生対策センター事業の運営等により、関係者への普及・啓発、技術者の育成等を行った。

5 植物防疫対策

(1) 病虫害防除

ア 残留農薬のポジティブリスト制度導入に係る農薬の飛散低減対策

食品衛生法の改正による残留農薬のポジティブリスト制度が施行（平成18年5月）され、全ての農薬に残留基準値が設定された。

その概要は、①既に残留基準が設定されている農薬は、現行基準を維持、②残留基準が設定されていない農薬で国際基準等があるものは、基準値として設定（暫定基準）、③その他の農薬は、基準値ができるまでの間、一律の基準（0.01ppm）を設定するのである。既に基準のある作物については、定められた使用方法に従って農薬を使用すれば、残留基準を超えることはないが、基準のない作物については、一律基準が適用されるため、農薬が飛散した場合には、基準値超過となり、回収・廃棄等の命令が下される恐れがある。このため、農薬散布時の飛散低減

に対する注意が必要となる。

このため、農林水産省では生産者等に向けて、①都道府県、関係団体等との「農薬の飛散低減対策協議会」等の開催、②農薬適正使用の指導について通知の発出、手引きの配布や研修会の開催等、により同制度の周知、飛散低減対策等の徹底を図った。

イ 発生予察事業

稲、麦、いも類、果樹、茶、野菜等の病虫害を対象として全都道府県において発生予察事業が実施された。また、農林水産省でも全国の主要な病虫害の発生動向を取りまとめた病虫害発生予報を計9回発表した。

平成18年度の水稲の病虫害発生状況についてみると、病害では、梅雨前線の活動が活発になった5月下旬から6月下旬にかけて、多くの地域でいもち病の発生は平年並み程度と予測されていたが、6月の気象条件が低温、日照不足、降雨が多い、感染に好適な気象条件が出現したことから、6月下旬から早期防除の呼びかけがなされた。その後も病徴が進んだ地域では、葉いもち病斑の発生が多くなり、7月中旬から下旬にかけて東北から近畿までの広い地域で注意報により防除の徹底が呼びかけられた。その後、8月に入り晴れの日が多く高温となったため病勢は抑制された。その後も天候による影響が少なかったことから、全国的に発生面積は低く抑えられた。いもち病に関する注意報は22件発表されたが、天候の回復や適期防除が実施されたことから、被害は軽微で収穫量が減収となる事態には至らなかった。

害虫では、ウンカ類の初飛来が平年より早く、トビイロウンカが福岡県で49日早い4月30日に、続いて、熊本県で39日早い5月8日に、また、セジロウンカも福岡県では平年より21日早い5月3日に初飛来があった。6月中旬には、九州から東海までの地域及び南関東で飛来が確認された。その後、梅雨前線の活動が活発になった6月下旬から7月上旬にかけて、北陸、北関東までの飛来が確認された。また、8月中旬にトビイロウンカの警報が1件、9月上旬までに注意報が9件発表された。一方、後期害虫である斑点米カメムシ類については、6月上旬頃から水田周辺の雑草地で発生量が多くなり始め、6月中旬から注意報が発表され始めることとなり、9月上旬までの間に警報が1件、注意報が16道府県から延べ18件発表された。本年は、夏期間に高温となったことから、カメムシ類の発生動向は活発となり、水

田内への侵入は平年より多くなったとみられる。

麦では、4月中旬、開花期から出穂期を迎えた地域で、赤かび病の発生に注意が呼びかけられた。4月下旬から6月上旬にかけて注意報が14件発表されたが、適期防除が実施され、赤かび病の発生が平年並か少なく抑えられた。

大豆では、吸実性のカメムシ類に対して、8月中旬に注意報が1件発表された。

果樹の病害については、かんきつかいよう病の越冬病斑が多かったことから、3月中旬に長崎県で注意報が発表されたほか、8月上旬に降水量が多く、日照が少ない、かいよう病の発生に好適な条件が続いたことから高知県で注意報が発表された。その他、なしの黒星病の注意報が7件、ぶどうのべと病の注意報が1件発表され、適期防除が呼びかけられた。

害虫では、全国的に果樹カメムシ類成虫の越冬量が多く、また、夏期間の気温が高い水準で推移したことから、5月上旬以降から果樹園への飛来が見られるようになり、9月上旬までに36件の注意報が発表された。その他、りんごのナミハダニ、リンゴハダニ、モモシクイガの発生について注意が呼びかけられた。

野菜および花きでは、春先から夏期間にかけ、病害の発生に好適な条件が続いたことから、灰色かび病、うどんこ病等のかびによる病害を中心に発生の注意が呼びかけられた。また、トマト黄化葉巻病について、注意報が1件発表された。

害虫では、オオタバコガの注意報が山梨県から発表された。クワシロカイガラムシが春先から発生が多めで推移し、注意報が2件発表された。茶の害虫であるチャハマキガ及びチャノココクモンハマキについての注意報が1件発表された。このほか、アブラムシ類、ハダニ類等の害虫の発生に注意が呼びかけられた。

病害虫の発生、防除状況は表9のとおりである。

ウ 病害虫防除所の運営

都道府県における植物防疫の専門機関である病害虫防除所は、発生予察、防除指導、侵入警戒調査、農業の安全使用等の指導を行った。また、都道府県の生産地の病害虫防除員の協力を得て、病害虫の発生状況調査等を行った。

国の発生予察事業に協力するのに要する経費及び病害虫防除所の運営に要する経費について、都道府県に植物防疫事業交付金を交付した。

エ 農林水産航空事業

平成18年度における農業関係の空中散布延べ面積

は、水稻防除14万6千ha、果樹防除0.2千ha、畑作物防除6.0千ha、畜産関係4.0千ha、ミバエ類等防除249万0千ha、計264万6千haであった。

このうち、水稻防除の実面積は10万3千haで、関係農家数は約11万6千戸であった。

林業関係では、松くい虫防除の延べ4万8千haと野そ駆除の延べ6万3千haが主であり、計11万1千haであった。

無人ヘリコプターの防除面積は、水稻防除を中心として延べ80万haであった。

オ 総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及推進

病害虫防除について、病害虫の発生予察情報等に基づき、様々な防除技術を適切に組み合わせることで、環境負荷を低減しつつ病害虫の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制する総合的病害虫・雑草管理（Integrated Pest Management：IPM）の普及に取り組んだ。

具体的には、農業者自らがIPMへの取組を確認できるIPM実践指標のキャベツ及びカンキツでのモデルを公表するとともに、都道府県でIPM実践指標の作成及びIPM実践地域の育成等の推進を行った。

また、天敵やフェロモン等を利用した防除技術、飛散しにくい農薬散布技術・方法及び基幹的マイナー作物の総合的防除体系の確立等を実施した。

(2) 植物検疫

ア 輸入検疫

平成18年においては、栽植用苗・球根9億1千万個、種子2万3千t、切り花21億本、生果実174万t、野菜110万t、穀類・豆类3,097万t、木材1,070万%、その他雑品等907万tについて、輸入検疫を実施した。

また、平成18年度は、米国产ポテトチップ用馬鈴しょの輸入が再開されるとともに、インド産マンゴウ、メキシコ産トマト及びタイ産マハチャノ種マンゴウの3品目の輸入が解禁された。また、オーストラリア産りんご及びアルゼンチン産グレープフルーツの2品目の輸入検疫条件の変更がなされた。

このほか、病害虫危険度評価の結果、我が国の輸入される貨物に使用される木材こん包材に対する規制が必要であると判断し、平成19年4月から国際基準に沿った植物検疫措置を導入することとし、輸入植物検疫規程の改正を行った。

イ 輸出検疫

平成18年においては、栽植用苗・球根約1,757万個、種子約2,241t、切り花約36万本、生果実約20,497t、

表9 病虫害発生状況及び防除状況（平成18年度実績）

病虫害名	発生面積 (千ha)	延べ防除面積 (千ha)	概 評
(イネ)			
葉いもち	401	868	東北の一部で多、関東の一部でやや多～多、近畿、中国及び四国の一部でやや多。
穂いもち	201	1,226	東北の一部で多、関東の一部でやや多～多、近畿、中国及び四国の一部でやや多。
紋枯病	503	612	東北、北陸及び九州の一部で多。
白葉枯病	15	56	九州の一部でやや多～多。
ニカメイガ	94	531	北陸及び近畿の一部で多。
セジロウンカ	611	990	東海、四国及び九州の一部でやや多～多。
トビイロウンカ	84	659	中国、四国及び九州の一部で多。
ヒメトビウンカ	523	981	東海の一部で多、九州の一部でやや多～多。
斑点米カメムシ類	400	1,384	全国的にやや多～多。
コブノメイガ	229	293	近畿～九州の一部でやや多。
イネミズゾウムシ	537	787	平年並。
(ムギ類)			
うどんこ病	58	268	平年並。
赤かび病	72	519	全国的にやや多～多。
雪腐病類	43	90	平年並。
(ダイズ)			
ハスモンヨトウ	28	66	平年並。
吸実性カメムシ類	21	74	中国の一部で多。
(カンキツ類)			
黒点病	42	164	中国、九州の一部で多。
かいよう病	17	62	中国、九州の一部で多。
(リンゴ)			
モニリア病	0	7	平年並。
斑点落葉病	8	129	平年並。
(ナシ)			
黒斑病	14	39	平年並。
黒星病	5	142	全国的にやや多～多。
ナシヒメシンクイ	1	55	平年並。
(モモ)			
せん孔細菌病	3	39	北陸、近畿の一部で多。
灰星病	1	39	北陸の一部で多。
(ブドウ)			
晩腐病	2	44	平年並。
べと病	4	53	北陸の一部で多。
(野菜共通)			
疫病	1	9	
灰色かび病	4	25	
アブラムシ類	20	69	
ハダニ類	9	42	
ハスモンヨトウ	4	7	
ヨトウガ	3	10	

野菜約9,295 t、穀類・豆類約20万 t、木材約253,075 m³、その他雑品約31,379 tについて、輸出検疫を実施した。

平成18年度は、中国向け精米やタイ向けカンキツ属等の輸出検疫協議を積極的に行うとともに、韓国向けトマトの検疫条件の緩和が実現された。

なお、台湾はモモシクイガの発生国からの寄主植物の輸入を禁止したが、日本産もも、なし、りんご等の生果実は、新たな検疫条件により輸出が継続されることとなった。

また、ISPM-No.15の改正に伴い輸出用木材こん包材消毒実施要領の消毒基準を8月に改正するとともに、19年2月には消毒証明実施機関を通じた新たな制度に大幅改正を行った。

ウ 国内検疫

平成18年度においては、種馬鈴しょの春作、秋作、秋作及び秋作について、北海道等9県において原種ほ及び採種ほを対象に種馬鈴しょ検疫を実施した。

また、果樹苗木の移動に伴う病害虫のまん延防止及び健全果樹苗木の確保のため、植物防疫所において、かんきつ類、りんご等の母樹について、果樹母樹のウイルス病等検査を実施した。

また、植物防疫法（昭和25年法律第151号）に基づく植物等の移動規制については、徳之島、沖永良部島及び与論島からのカンキツグリーンング病菌等の寄主植物の移動規制を平成19年4月から行うこととし、関係法令の整備を行った。

このほか、奄美、沖縄、小笠原からのアリモドキゾウムシ等の寄主植物の移動取締を実施した。

エ 緊急防除

植物防疫法における緊急防除については、平成19年4月から鹿児島県大島郡喜界町においてカンキツグリーンング病菌の根絶を目指した防除を開始することとし、関係法令の整備を行った。

オ 植物防疫所の運営

病害虫の国内への侵入・まん延を防止するため植物防疫所を全国に73ヶ所設置しており、輸出入時の検査、国内検疫等を実施している。

また、現在通関システムと連動した、電子申請システムを運用しているところであるが、さらなる利便性と業務の効率化を図るべく、平成17年度に策定した「動植物検疫業務システムの最適化計画」に基づき、平成20年10月の稼働を目標に新システムの開発を行っている。

具体的には、専用端末に限定されないインターネ

ット経由による接続や、輸出検査申請の電子化をかうとし、さらに、入港手続き、入管、検疫、税関等の輸出入に係る各省電子システムとの連携の強化を図ることとしている。

カ その他

米国及びカナダの要請に基づき、船体に対するアジア型マイマイガ不在証明の仕組み構築に関し、業界や関係省庁との情報共有の下、協議を重ねた。

6 SPS 協定に関する国際会議への対応等

(1) S P S 委員会

WTO 協定に含まれる協定（附属書）の1つである「衛生植物検疫措置に関する協定（SPS 協定）」は、食品安全、動植物の健康に関する全ての措置（SPS 措置）を対象とし、これらの措置が科学的な根拠に沿ってとられること等を求めている。

SPS 委員会は、SPS 協定第12条に基づき、SPS 措置に関する各国の協議の場を提供し、協定の実施を確実にするために設置され、例年3回スイスのWTO本部で開催されている。平成18年度においては、平成18年6月、10月、平成19年2月に開催され、出席した。

(2) 食品安全関係

コーデックス委員会（Codex）は、FAO 及び WHO の合同規格プログラムに基づき設置され、消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、コーデックス規格を策定している。

コーデックス規格は、WTO/SPS 協定において食品の安全に関する国際基準と位置づけられており、WTO 加盟国は科学的に正当な理由がある場合を除き、食品安全に関する措置を講ずる場合にはコーデックス規格を基礎とする義務を負っている。

ア 総会、部会等

コーデックス委員会における食品の安全に係る各種の基準作りに対しては、農林水産省としても政府代表団の一員として専門家を派遣する等、積極的に参画してきたところであり、平成18年度中は、第29回総会のほか、10の一般問題部会、2の個別食品部会、1の特別部会及びアジア地域調整部会について対応した。

このうち、第29回総会（平成18年7月3日～7日、スイス）では、精米、海産二枚貝（カキとホタテを除く）及び頭足類（内臓を除く）中のカドミウムの最大基準値のほか、「即席めん規格」、「トレーサビリティ/プロダクトトレーシングの適用のための原則」などが採択された。また、「抗菌剤耐性に関する特別部会」及び「急速冷凍食品特別部会」の設置が合意

された。

イ コーデックス連絡協議会

コーデックス委員会の活動及びコーデックス委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、コーデックス委員会における検討議題に関する意見を聴取するため、農林水産省は厚生労働省と協力して平成12年度に「コーデックス連絡協議会」を設置し、平成18年度は計6回（不定期）開催した。

(3) 動物衛生関係

国際獣疫事務局（OIE）は、国際貿易上重要な意味を持つ家畜の伝染性疾病について、その防止のために適当と認められる家畜衛生基準等を策定している。この他、世界各国における家畜の伝染性疾病の発生状況等についての情報を収集・提供を行うとともに、家畜の伝染性疾病のサーベイランス及び防疫に関する研究の国際的調和を図っている。

OIE が定める基準等は、WTO/SPS 協定では動物の健康及び人畜共通伝染病に関する国際基準と位置づけられており、WTO 加盟国は科学的に正当な理由がある場合を除き、動物の健康及び人畜共通伝染病に関する措置を講ずる場合には OIE が定める基準等を基礎とする義務を負っている。

ア 国際獣疫事務局（OIE）総会

平成18年5月にフランスで開催された第74回国際獣疫事務局（OIE）総会に出席し、改正 OIE コード等の採択を行った。

イ 鳥インフルエンザに関する会議

高病原性鳥インフルエンザの東南アジアをはじめとする世界的な広がりを背景に防疫対策を検討するための各種会議が開催され、平成18年4月に東京で OIE 及び国連食糧農業機関（FAO）と共催で東南アジア8カ国の獣医行政責任者出席のもと、同地域における防疫対策を推進するための会議を開催し、12月にはタイで開催した。また、6月にオーストリアで開催された鳥及び新型インフルエンザに関する SOM 会合に出席するとともに、同月にベトナムで開催された APEC セミナー、平成19年2月にマレーシアで開催された ASEAN ワークショップに出席し我が国の取組について紹介を行った。

(4) 植物防疫関係

国際植物防疫条約（IPPC）とは、植物と植物製品の病虫害の侵入とまん延を防止し、防除のための措置を促進して有効な行動を確保することを目的とした多国間条約である。

IPPC が定める基準等は、WTO/SPS 協定では植物

の健康に関する国際基準と位置づけられており、WTO 加盟国は科学的に正当な理由がある場合を除き、植物の健康に関する措置を講ずる場合には IPPC が定める基準等を基礎とする義務を負っている。

ア 国際会議

平成18年4月にイタリアで開催された第1回 CPM（植物検疫措置に関する委員会）に出席した。委員会では、「国際貿易における植物防疫および植物検疫措置の適用に関する原則」及び「ミバエ類の無発生地域設定のための要件」等が採択され、国際基準として成立した。

7月に韓国で開催された国際基準案に係る地域作業部会に出席した。

平成19年3月にイタリアで開催された第2回 CPM に出席した。本委員会では、「規制有害動植物に対する植物検疫処理」及び「有害動植物無発生地域及び低発生地域の認定のためのガイドライン」等が採択され、国際基準として成立した。

イ 専門家会合

平成18年5月にイタリアで開催された第8回基準委員会及び11月に開催された第9回基準委員会、6月に米国で開催された森林検疫に関するテクニカルパネル（TPFQ）、10月に米国で開催された臭化メチル代替措置に関する専門家作業部会にそれぞれ専門家を派遣した。

7 危機管理体制の整備

(1) 食品安全緊急時対応マニュアルの整備

「農林水産省食品安全緊急時対応基本指針」（平成16年2月公表）に基づき、農林水産省の職員が食品安全に係る緊急事態等に迅速かつ適切に対応できるよう、緊急時対応実施指針の整備を進め、危害要因ごとに具体的な対応策や連絡体制等を定めた緊急時対応マニュアルの作成及び見直しを行った。これらの緊急時対応マニュアルは、主に消費・安全局の職員が活用する内部マニュアルとして位置付けられるものである。

(2) 緊急時対応訓練の実施

食品安全等に係る緊急事態の発生を想定した訓練を実施し、農林水産省の職員が緊急時対応マニュアルに沿って適切に事態に対処できるか検証を行った。平成18年度は、飼料汚染及び遺伝子組換えをテーマとした2回の訓練を実施した。

これらの訓練の結果は、緊急時対応マニュアルをさらに実効性のあるものとするため、それらマニュアル等の見直しに反映させている。

(3) 流通食品への毒物の混入等に係る緊急巡回点検の体制整備

流通食品への毒物の混入等に関する特別措置法（昭和62年9月26日法律第103号）に基づき、平成19年3月、流通食品への毒物混入等に係る巡回点検実施指針を作成するとともに、地方農政局等も含めた体制の再整備を開始した。

第2節 消費者の信頼の確保

1 食品等の表示・規格

(1) 食品表示の重要性

食品表示は、生産者と消費者を結ぶ接点であり、昭和45年の品質表示制度の創設以降、消費者が日々安心して食品を選択するための情報提供として、重要な役割を果たしてきた。

平成11年には、急速に商品の多様化が進んでいる状況を踏まえ、消費者への情報提供を強化する観点から、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）を改正し、それまで個別の食品毎に品質表示基準の対象としていたものを、全ての飲食料品を品質表示基準の対象として、原産地表示などを義務付けた。

平成14年には、食品の不正表示が多発したことを踏まえ、消費者への情報提供及び実効性確保の観点から、JAS法を改正して公表の迅速化と罰則の大幅な強化の措置を講じたところである。

また、平成17年には、①流通の方法についての基準を内容とするJAS規格の制定を可能とすること、②行政の裁量の余地がない形で国により登録された民間の第三者機関が認証を行う登録認定機関制度へ移行すること等を内容とするJAS法の改正を行った。（17年6月22日公布、18年3月1日施行）

(2) 監視体制の強化

消費者が食品を的確に選択するための十分な情報を得るためには、食品表示が適正に行われる必要がある。このため、不正表示を行った事業者に対しては、JAS法に基づき、立入検査、指示・公表を行うなど厳正な措置を講じるとともに、地方農政局及び地方農政事務所等に食品表示の監視を担当する職員を配置しているところである。

具体的には、これら地方農政局等の職員が巡回して点検を行うことにより、平成18年度は3万8千店の小売店舗と5千の卸売業者等の事業者に対し、日常的な監視・指導を実施した。特に、牛肉やアサリをはじめと

した消費者の関心の高い品目については、仕入伝票などにより表示の根拠を確認し、また、必要に応じ納入業者へ遡及して調査を行うなど、徹底した監視・指導を行った。また、消費者ニーズを踏まえて選定した品目（しいたけ及び米穀）について特別調査を実施し、表示の根拠の確認についてDNA分析等科学的手法を活用した表示の真正性の確認を行った。さらに、食品表示110番や食品表示ウォッチャー等の消費者等の協力を得た恒常的・日常的な監視を実施した。

(3) わかりやすい食品表示を実現するための取組

消費者の立場に立ったわかりやすい食品表示を実現する観点から、農林水産省と厚生労働省が連携し、JAS法に関する調査会と食品衛生法（昭和22年法律第233号）に関する審議会の共同開催である「食品の表示に関する共同会議」において食品の表示基準全般について以下のような調査審議を行った。

ア わかりやすい表示方法について

平成16年12月にまとめられた「わかりやすい表示方法について 報告書」に基づき、加工食品の一括表示の弾力化、原材料表示の見直し等について、平成18年3月に表示基準の改正案を審議し、その了承を経て、同年8月に加工食品品質表示基準を改正した。

イ 加工食品の原料原産地表示については、平成18年10月から、原料原産地表示の対象を生鮮食品に近い20食品群へ大幅に拡大した。さらに、平成18年4月にまとめられた「加工食品の原料原産地表示のさらなる推進について 報告書」に基づき、「緑茶飲料」及び「あげ落花生」を追加することについて、平成19年3月に加工食品品質表示基準の改正案を審議し、了承を得た。

ウ 遺伝子組換えの表示について

平成18年8月に遺伝子組換え食品の表示に関する基準を改正し、てん菜を表示義務対象品に追加した。

(4) その他の取組

このほか、以下のとおり食品の表示・規格制度の充実・強化を図った。

ア 有機農産物等のJAS規格の制定

有機食品に関する国際的な基準であるコーデックスガイドラインに準拠しつつ、消費者の有機食品に対する信頼の確保、我が国のきのこ生産及び消費実態等に配慮し、きのこ類を有機農産物のJAS規格に追加する等の改正を行い、平成18年11月から施行した。

イ 特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの改正

特別栽培農産物と有機農産物JAS規格との生産

基準の整合性や、特別栽培農産物が環境に配慮した技術体系により栽培された農産物である旨の情報が消費者にわかりやすく提供できるよう、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの改正を行った。

ウ 有機 JAS 制度及び特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの普及の促進

有機食品の検査・認証制度及び特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの普及・定着を図るため、パンフレット及びリーフレットの作成・配布を行うとともに、平成17年度に新たに制定された有機飼料等の生産・管理に必要なマニュアルの作成や検査員の育成のための研修会を実施した。

エ 生産情報公表 JAS 規格の制定

消費者の「食」に対する関心が高まっている中で、食品の生産履歴情報を消費者に提供する仕組みとして、食品の生産履歴に関する情報を、消費者に正確に伝えていることを第三者機関（登録認定機関）が認定する「生産情報公表 JAS 規格」を、牛肉（平成15年12月施行）、豚肉（平成16年7月施行）農産物（平成17年7月施行）に引き続き、加工食品（豆腐・こんにゃく）についても平成19年3月26日に制定した。

2 トレーサビリティの普及

トレーサビリティとは、生産から販売にわたって食品の移動の把握を可能とすることであり、食品に関する事故の発生時の迅速な原因究明や回収等が可能となる。

トレーサビリティの普及に関する以下の取組を行った。

(1) 国産牛肉

BSE のまん延防止措置の的確な実施や国産牛肉に対する信頼の確保を目的として、国内で飼養されているすべての牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費までの各段階において当該個体識別番号を正確に表示・伝達するため、平成15年6月、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（平成15年法律第72号）（以下「法」という。）が公布された。

生産段階については、農場等に対して、個体識別番号を表示した耳標の装着及び出生・異動・死亡等の届出が義務付けられた。

流通段階については、食肉販売業者及び特定料理提供者（焼肉店・しゃぶしゃぶ店・すき焼き店・ステーキ店）に対して、個体識別番号の表示・伝達及び仕入れ・販売に係る帳簿の備付けが義務付けられた。

地方農政事務所では、生産段階における耳標の装着、

届出の状況、流通段階における個体識別番号の表示・伝達、帳簿の備付け等について、巡回指導及び立入検査を実施した。また、流通段階における個体識別番号の適正な表示・伝達を確認するため、と畜場から照合用サンプルを採取・保管し、食肉販売業者等から採取した調査用サンプルとの間で、DNA 分析による牛肉の同一性鑑定を実施した。

個体識別番号の不適正な表示が判明した6件の食肉販売業者に対して、法第18条に基づき農林水産大臣名による勧告及び公表を行った。

(2) 国産牛肉以外の食品全般

国産牛肉以外の食品全般のトレーサビリティについては、生産者、食品事業者の自主的な取組を基本としつつ、最先端のユビキタス・コンピューティング技術を活用して情報の記録等の自動化・簡素化を進め、生産・流通の効率化や消費者に伝える各種情報の充実を図ること等が可能となるシステムの開発に対する支援を行った。

また、トレーサビリティに対する生産者や食品事業者等の理解を深めるために、パンフレットの作成やセミナーの開催等を通じ、トレーサビリティの普及を促進した。

3 リスクコミュニケーションの推進

(1) リスクコミュニケーション

食品の安全の確保に関する施策に国民の意見を反映し、その決定までの過程の公平性および透明性を確保するため、以下のような取組を行った。

ア 意見交換会の開催

食品安全委員会、厚生労働省と協力しながら、消費者、生産者、食品事業者等の関係者に正確でわかりやすい情報を積極的に提供し、関係者間で意見交換を行うリスクコミュニケーションに取り組んだ。

表10 開催実績（6テーマ57回）

・牛海綿状脳症（BSE）関連	32回
・農薬・ポジティブリスト制度関係	19回
・家畜衛生	2回
・植物防疫	2回
・食中毒	1回
・食育	1回

イ 消費者など関係者との懇談会

「消費者等との定例懇談会」

消費者の視点に立った農林水産行政の展開のため、消費者団体との懇談会を実施した。

ウ 地方農政局・農政事務所・沖縄総合事務局におけ

る取組

シンポジウムや意見交換会などを主催するとともに、パネリストや講師の派遣を行った。

(ア) シンポジウムや意見交換会などの主催

全国計 1,419回

(イ) パネリストや講師の派遣 全国計 4,147回

エ 日頃からの情報提供

日頃から食の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を提供するため、農林水産省ホームページ上の「消費・安全」を通じて、消費・安全局の取組に関する情報を随時掲載した。

また、農林水産省をはじめ食品安全委員会、厚生労働省の食の安全と消費者の信頼の確保に関するプレスリリースを一覧にしたメールマガジン「食品安全エクスプレス」の配信（月曜から金曜まで毎日配信）を行った（平成19年3月末現在の配信数：14,773通）。

オ 食の安全の理解に関する調査

食の安全に関して消費者等がどのように理解しているか把握するため、アンケート調査を実施した。

(2) 消費者相談等の対応体制の整備等

ア 消費者相談処理体制の整備

消費者相談の窓口として、本省、地方農政局、地方農政事務所、沖縄総合事務局及び(独)農林水産消費技術センター等の「消費者の部屋」等の充実を図るとともに、本省の「消費者の部屋」と地方農政局の「消費者の部屋」を結ぶ農林水産省相談受付情報ネットワークシステムの活用により効率的な相談対応（全国で28,344件）を行った。

また、全国の「消費者の部屋」等の相談を月別にとりまとめた「消費者の部屋通信」の発行を行った。

イ 子ども相談電話における対応等

子どもたちが食や農林水産業等について疑問に思うことを気軽に相談できるよう、本省の「消費者の部屋」に設置されている子ども相談電話における対応（684件）を行うとともに、小・中・高校生の「消費者の部屋」への訪問（69校、567名）を積極的に受け入れた。

ウ 「消費者の部屋」特別展示

本省、地方農政局、地方農政事務所、沖縄総合事務局及び(独)農林水産消費技術センター等の「消費者の部屋」等において、各種資料の展示等やテーマを定めた「特別展示」により、食料消費、食生活等についての情報提供、消費者啓発を行った。

第3節 食育の推進

食育の推進

近年の国民の食生活をめぐっては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、食の海外への依存等様々な問題が生じている。

こうした食生活をめぐる環境の変化や食の重要性等を踏まえて、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが喫緊の課題となっている。このため、平成17年6月には、健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的に、食育に関する施策を総合的、かつ計画的に推進するため、食育基本法が成立した。また、平成18年3月には、食育推進会議において、食育推進基本計画（以下「基本計画」と言う。）が作成され、食育の推進に関する施策についての基本的な方針や目標が示された。基本計画において、今後は、国及び地方公共団体をはじめ、関係者が創意と工夫を凝らしつつ、食育を国民運動として強力に展開することとされた。

農林水産省では、食料の生産から製造・加工、流通、消費といった食の一連の流れを担当している立場から、農林漁業者や食品関連事業者などの関係者と連携、協力して、それぞれの現場における食育の取組を推進した。

(1) にっぽん食育推進事業

「食事バランスガイド」を活用した「日本型食生活」の実践及び、食や農への理解を促進するため、外食・小売業等におけるモデル的取組、民間における実践活動、ポスターやマスメディア等の多様な媒体による普及、食育月間（6月）を中心にしたイベント等の開催への支援等を行った。

(2) 地域における食育の推進（食の安全・安心確保交付金）

地域の教育ファーム推進計画策定にむけた取組等「教育ファーム」の取組を支援するとともに、地域におけるイベントの開催等「食事バランスガイド」の普及・活用の取組をひき続き支援した。

第4節 生物多様性を確保するための遺伝子組換え農作物等の使用等の規制

遺伝子組換え農作物等の適切な管理

カルタヘナ法による遺伝子組換え生物等の使用等の規制について

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（略称「カルタヘナ法」）」が平成15年6月に公布され、平成16年2月19日に施行されたことに伴い、同法に基づく遺伝子組換え農作物等の規制措置を講じた。

(1) 第一種使用等

遺伝子組換え農作物のは場での栽培等、「環境中への拡散を防止しないで行う使用等（第一種使用等）」をしようとする者は、事前に使用規程を定め、かつ、その使用等による生物多様性影響（野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがある影響等）を評価した生物多様性影響評価書等を添付して主務大臣（農林水産分野は農林水産大臣及び環境大臣）に提出し、承認を受けることが義務付けられている。

平成18年度においては、遺伝子組換え農作物等25件について承認を行った。

(2) 第二種使用等

施設内における遺伝子組換え実験小動物の繁殖等、「遺伝子組換え生物等の環境中への拡散を防止しつつ行う使用等（第二種使用等）」をする者は、その拡散防止措置（設備の要件等、環境中に遺伝子組換え生物等が拡散することを防止するための措置）について、「主務省令で定められている場合は当該措置をとること」及び「主務省令で定められていない場合は事前に主務大臣（農林水産分野は農林水産大臣）の確認を受けること」が義務付けられている。

平成18年度においては、遺伝子組換え動物15件、遺伝子組換え微生物9件について確認を行った。